

議案第22号

磐田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

磐田市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年磐田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「任命権者に対し」に、「に署名して」を「を提出して」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

磐田市職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名して</u>からでなければその職務を行ってはならない。</p>	<p>(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者に対し</u> <u>別記様式による宣誓書を提出して</u>からでなければその職務を行ってはならない。</p>